

農業委員会の概要

令和7年度



久御山町農業委員会

○ 久御山町の位置・面積

久御山町は、京都市の都心から南へ約 15km に位置し、北は京都市伏見区、東は宇治市、南は城陽市、南西は八幡市に隣接し、町域を国道 1 号、国道 24 号、京滋バイパス等の幹線道路が通り、道路網が整備され、大阪、滋賀、奈良の交通の要に位置しています。



○ 役場の位置

京都府久世郡久御山町島田ミスノ 38 番地

○ 東経 135 度 44 分 6 秒 北緯 34 度 52 分 45 秒

○ 総面積 13.86 平方キロメートル

○ 町域 東西 3.5キロメートル 南北 4.3キロメートル

○ 極端 東端 栄1・2丁目 南端 佐山 西端 大橋辺 北端 東一口

○ 久御山町の概要

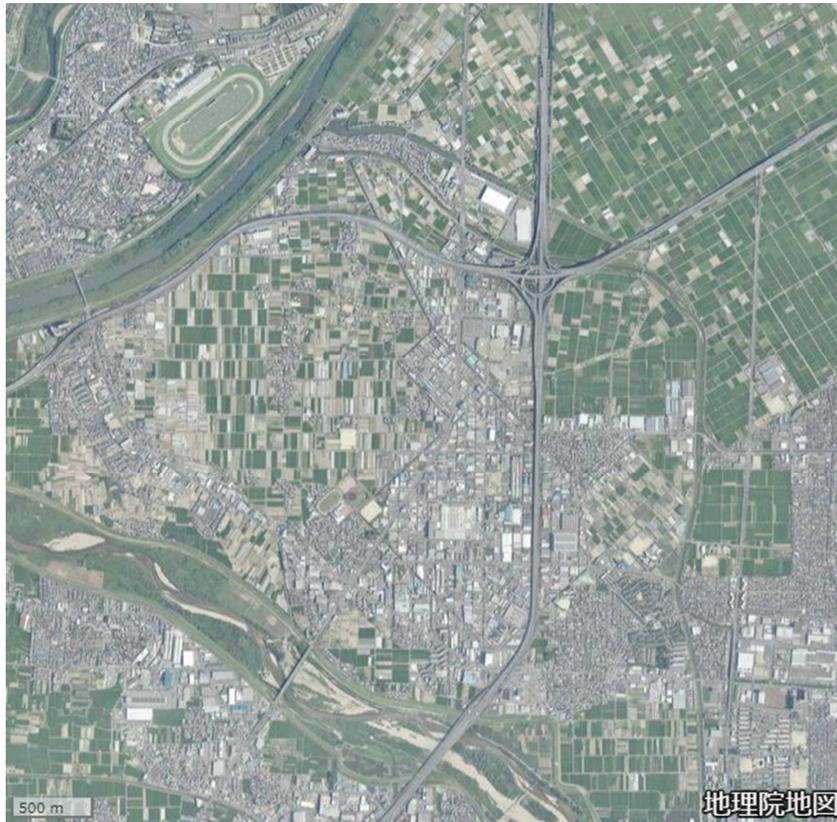
久御山町は、昭和 29 年に御牧村と佐山村が合併して誕生した宇治川と木津川に挟まれ、豊かな自然に恵まれた平地です。かつては巨椋池という広大な池があり、そこにはさまざまな魚や水鳥、植物が生息していましたが、現在では干拓されて、のどかな緑なす田園風景が広がっています。

久御山町は、木津川の堆積作用によってつくられた沖積平野で、平均の標高が 10～13 メートルの低い所に位置します。また、山城盆地の中央部に位置することもあるため、瀬戸内気候区域に入り、冬は少雪で、寒さが厳しく、夏は高温多湿という四季がはっきりした気候です。

前川堤の桜並木が春の訪れを告げると、宇治川や木津川の美しい流れは陽光に輝き、一層さわやかな風景を出現させます。堤防沿いや河川敷には季節ごとにさまざまな草花が咲き、水辺に飛来する水鳥の声も散歩する人々を楽しませてくれます。そんな四季折々のすばらしい表情を見せてくれる一方、京都・大阪間の立地条件を生かし、活発な産業活動が展開されています。

○ 久御山町のまちづくり

久御山町では、「つながる心 みなぎる活力 京都南に『きらめく』まち ～夢いっぱい コンパクトタウン くみやま～」をまちの将来像に掲げ、「人の視点」、「環境の視点」、「協働の視点」に立ったまちづくりに取り組んでいます。



（空から見た久御山町）

○ 久御山町の人口

人口及び世帯数

	人口（人）		世帯数 （世帯）	1世帯当 り人員（人）	人口密度 （人／km ² ）	
	男（人）	女（人）				
平成17年	16,610	8,169	8,441	5,818	2.84	1,198.4
平成22年	15,914	7,780	8,134	5,870	2.69	1,148.2
平成27年	15,805	7,699	8,106	6,216	2.51	1,140.3
令和2年	15,250	7,432	7,818	6,322	2.38	1,100.3

※人口密度は、町の面積を13.86km²で算出

（国勢調査結果より）

※1世帯当たり人員は、一般世帯を対象とした数値

○ 久御山町の都市計画区域

令和7年3月末日現在

都市計画区域	:	1,386	(ha)
市街化区域	:	482.1	(ha)
市街化調整区域	:	903.9	(ha)

○ 久御山町の農業振興地域

令和7年3月末日現在

農業振興地域	:	813.0	(ha)
農用地区域	:	521.0	(ha)

○ 久御山町の農家人口

農家数、農家人口及び経営耕地面積の状況

各年2月1日現在

	総農家数(戸)				農家人口(人)	農業就業人口(人)		経営耕地面積(ha)			
	専業	第1種兼業	第2種兼業			平均年齢(歳)		田	畑	樹園地	
平成22年 (販売農家)	528 (364)	— (92)	— (90)	— (182)	— (1,549)	(615)	63.3 [68.3]	416 (384)	— (316)	— (62)	— (6)
平成27年 (販売農家)	475 (323)	— (123)	— (43)	— (157)	— (1,335)	(627)	63.2 [68.7]	390 (362)	— (295)	— (64)	— (3)
令和2年 (販売農家)	405 (260)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	(—)	— [—]	363 (—)	271 (—)	88 (—)	4 (—)

注) 樹園地には、果樹園・茶園を含む。

(農林業センサスより)

総農家：経営耕地面積が10a以上、または農産物の過去1年間の総販売金額が15万円以上あった農家。

販売農家：経営耕作面積が30a以上、または農産物の過去1年間の総販売金額が50万円以上あった農家。

専業：世帯員の中に兼業従事者が1人もいない農家。

第1種兼業：世帯員の中に兼業従事者が1人以上いる農家のうち、農業所得を主とする農家。

第2種兼業：世帯員の中に兼業従事者が1人以上いる農家のうち、兼業の所得を主とする農家。

農業就業人口：自営農業に主として従事した世帯員数。

経営耕地面積：農家所有の耕地(自作地)に借りて耕作(借入耕地)を加えた農家が経営している面積。

農業経営体数及び農業従事者数の状況

各年2月1日現在

	総農業経営体数(経営体)							農業従事者数(人)	
	個人経営体					団体経営体		平均年齢(歳)	[下段:府]
	主業	準主業	副業的		法人経営				
令和2年	270	259	76	47	136	11	9	481	63.9 [67.1]

注) 農業従事者数は、経営主を含む60日以上従事した者。

(農林業センサスより)

農業経営体：農産物の生産を行う、または委託を受けて農作業を行う①経営耕地面積が30a以上、②農産物の作付面積または栽培面積等が一定の外形基準以上の規模、③農作業の受託を実施のいずれかに該当する経営体。

個人経営体：個人(世帯)で事業を行う経営体。

主業：世帯所得の50%以上が農業所得で、自営農業に60日以上従事している65歳未満の世帯員がいる個人経営体。

準主業：世帯所得の50%未満が農業所得で、自営農業に60日以上従事している65歳未満の世帯員がいる個人経営体。

副業的：自営農業に60日以上従事している65歳未満の世帯員がいる個人経営体。

団体経営体：個人経営体以外の経営体。

経営耕地面積規模別農家数

各年2月1日現在

		総農家数(戸)	販売農家(戸)							自給的農家(戸)
			小計	0.3ha未満	0.3～0.5ha	0.5～1.0ha	1.0～1.5ha	1.5～2.0ha	2.0ha以上	
平成22年	農家数(人)	528	364	—	63	147	86	31	37	164
	構成比(%)	100	68.9	—	11.9	27.8	16.3	5.9	7.0	31.1
平成27年	農家数(人)	475	323	3	53	124	75	25	43	152
	構成比(%)	100	68.0	0.6	11.2	26.1	15.8	5.3	9.0	32.0

(農林業センサスより)

経営耕地面積規模別農業経営体数

各年2月1日現在

		総農業経営体(経営体)	総農業経営体(経営体)						
			0.3ha未満	0.3～0.5ha	0.5～1.0ha	1.0～1.5ha	1.5～2.0ha	2.0～3.0ha	3.0ha以上
令和2年	経営体数(経営体)	270	3	31	105	64	25	25	17
	構成比(%)	100	1.2	11.5	38.9	23.7	9.2	9.2	6.3

(農林業センサスより)

年齢別農業就業人口(単位:人)

各年2月1日現在

	計	15	20	25	30	35	40	45	50	55	60	65	70	75	
		～19歳	～24歳	～29歳	～34歳	～39歳	～44歳	～49歳	～54歳	～59歳	～64歳	～69歳	～74歳	～75歳以上	
平成22年	615	3	3	5	11	20	28	36	47	57	92	77	85	151	
	構成比	302 (49.1%)										313 (50.9%)			
平成27年	627	2	14	6	10	20	28	45	39	50	78	94	78	163	
	構成比	292 (46.6%)										335 (53.4%)			

(農林業センサスより)

年齢階層別農業従事者数(単位:人)

各年2月1日現在

	計	15	20	25	30	35	40	45	50	55	60	65	70	75	
		～19歳	～24歳	～29歳	～34歳	～39歳	～44歳	～49歳	～54歳	～59歳	～64歳	～69歳	～74歳	～75歳以上	
令和2年	481	1	1	8	9	9	24	26	38	50	55	73	77	110	
	構成比	221 (45.9%)										260 (54.1%)			

注) 経営主を含む60日以上従事した者。

(農林業センサスより)

農産物販売金額規模別農業経営体数（単位：経営体）

各年2月1日現在

	計	～ 1,000 万円	1,000 万円	3,000 万円	5,000 万円	1 億円	2 億円
			～ 3,000 万円	～ 5,000 万円	～ 1 億円	～ 2 億円	～ 3 億円
平成22年	369	324	35	4	6	—	—
平成27年	330	282	37	2	9	—	—
令和2年	270	228	28	4	8	2	—

（農林業センサスより）

○ 久御山町の農産物生産状況

農業産出額（推計）

	農業産出額（千万円）									
		米	野菜	ねぎ		果実	花き	工芸 農作物	その他 作物	加工 農産物
令和元年	177	27	140	61	1	6	1	0	1	
令和2年	182	26	147	69	1	5	1	0	1	
令和3年	189	23	156	82	1	6	1	0	1	
令和4年	193	24	159	77	1	6	1	1	1	
令和5年	210	26	172	83	1	8	1	1	1	
府内順位	11	15	5	2	18	6	14	18	14	
全国順位	959	939	346	30	1,254	687	494	1,068	139	

※ 秘密保護の観点から統計数値を公表されていないものを「×」で表示しています。

（市町村別農業算出額（推計）より）

水稻作付面積及び収穫量

	作付面積 (ha)	10a当たり収量 (kg)	収穫量(t)
令和2年	211	519	1,100
令和3年	210	526	1,110
令和4年	205	534	1,100
令和5年	202	544	1,100
令和6年	201	567	1,140

（耕地及び作付面積統計より）

販売目的で作付けした農作物の作付面積

各年2月1日現在

		稲	麦類	いも類	豆類	工芸 農作物	野菜類	花き類 花木	その他
平成22年	作付 面積 (a)	19,817	188	52	224	324	11,291	404	368
平成27年		17,515	591	14	220	×	×	471	×
令和2年		26,163	553	55	×	×	16,786	392	×

※ 秘密保護の観点から、統計数値を公表されていないものを「×」で表示しています。
(農林業センサスより)

販売目的の野菜類の作物別作付（栽培）経営体数、面積

各年2月1日現在

		だいこん	にんじん	さといも	はくさい	キャベツ	ほれんそう	ねぎ	たまねぎ	ブロッコリー	きゅうり	なす	トマト	ピーマン
平成22年	経営体数	50	26	17	31	26	162	110	26	19	44	66	43	20
平成27年		51	15	18	32	33	113	83	20	14	33	50	36	6
	面積(ha)	8	×	1	×	×	35	30	×	1	6	5	6	×
令和2年	経営体数	31	11	12	8	11	74	39	12	13	21	24	19	1
	面積(ha)	×	0	1	0	5	38	69	1	2	3	×	3	×

※ 秘密保護の観点から、統計数値を公表されていないものを「×」で表示しています。
(農林業センサスより)

○ 久御山町の農地面積

久御山町の農地面積の状況

各年1月1日現在

	区域別総面積 (ha)		地目別総面積 (ha)			
	市街化区域 内農地	調整区域内 農地	田	畑		
令和3年	574	13	561	574	453	121
令和4年	573	12	561	573	453	120
令和5年	572	12	560	572	452	120
令和6年	572	11	561	572	452	120
令和7年	571	36	535	571	452	119

(固定資産概要調書より)

久御山町の耕地面積の状況

各年7月15日現在

	耕地面積 (ha)	田耕地面積 (ha)		畑耕地面積 (ha)
		田	田本地面積 (ha)	
令和2年	481	395	386	86
令和3年	480	394	385	86
令和4年	479	394	385	85
令和5年	478	393	384	85
令和6年	482	393	384	89
構成比		82.2% [府 77.6%]		17.8% [府 22.4%]
耕地面積率 (耕地面積/総土地面積 1,386ha)	34.5% [府 6.4%]			

(耕地及び作付面積統計より)

○ 久御山町のほ場整備の状況 令和6年3月末日現在

	整備率
久御山町	73.4%
京都府	64.2%

○ 農業委員会の構成

(1) 委員数

【旧体制（～平成 29 年 7 月 19 日）】

区分		定数	備考
選挙による委員		15 人	選挙区 1 区
選 任 委 員	農協推薦委員	1 人	
	農業共済推薦委員	1 人	
	土地改良区推薦委員	1 人	
	議会推薦委員	4 人	
計		22 人	

【新体制（平成 29 年 7 月 20 日～）】

区分		定数	担当区域
農業委員		14 人	—
農地利用最適 化推進委員	第 1 区	2 人	大橋辺、北川顔、藤和田、島田、坊之池、 中島
	第 2 区	2 人	西一口、東一口、相島、森、野村
	第 3 区	2 人	佐山、佐古、林、市田、田井、下津屋、栄
計		20 人	—

(2) 報酬

【旧体制（～平成 29 年 7 月 19 日）】

会 長	年額	225,000 円	（平成 26 年度改定）
会長職務代理者	年額	185,000 円	（平成 26 年度改定）
委 員	年額	175,000 円	（平成 26 年度改定）

【新体制（平成 29 年 7 月 20 日～）】

会 長	年額	372,000 円
会長職務代理者	年額	292,000 円
部 会 長	年額	267,000 円
委 員	年額	259,000 円
農地利用最適化推進委員	年額	259,000 円

(3) 会議開催状況

定 例 会	月 1 回
現 地 調 査 会	月 1 回
部 会（第 1 農地、第 2 農地、農政情報）	随 時

(4) 事務局

令和 7 年 4 月 1 日現在

区分	局長	次長	職員	会計年度任用職員	計
定数	1 人	1 人	0 人	2 人	4 人

○ 農地転用等一覧表

年	3条許可		4条転用 (許可・届出)		5条転用 (許可・届出)		非農地証明		田畑転換	
	件数	面積(m ²)	件数	面積(m ²)	件数	面積(m ²)	件数	面積(m ²)	件数	面積(m ²)
2	23	40,682	11	7,519	16	11,362	0	0	0	0
3	18	21,044	8	6,674	4	2,700	0	0	4	9,017
4	36	59,398	4	785	4	3,059	3	841	1	75
5	36	65,419	13	2,889	7	4,923	0	0	1	769
6	42	71,909	9	4,621	10	9,981	0	0	7	11,444

○ 農地法第3条許可に係る下限面積

適用区域	面積 (a)	公示日
全 域	30	平成 21 年 12 月 15 日

※ 農地法の一部改正により、令和5年4月1日から農地法第3条の下限面積要件は廃止されました。

○ 農業者年金加入者状況等

令和7年3月末日現在

被保険者 (新制度)		受給権者 (旧制度)	0人	新規加入者 (新制度)	39歳以下		
政策支援加入	4人	受給権者 (新制度)	4人			4年度	1人
通常加入	32人	計	4人	5年度	1人		
計	36人			6年度	0人		
待機者	6人						

○ 農業経営基盤強化促進法による利用権設定農地等

年	利用権設定		中間管理権		所有権移転	
	件数	面積(m ²)	件数	面積(m ²)	件数	面積(m ²)
2	121	293,025	4	13,600	0	0
3	103	196,299	0	0	18	21,022
4	87	188,391	3	11,436	10	19,112
5	107	234,978	0	0	0	0
6	119	289,689	14	39,657	10	22,248

令和7年3月末日現在

○ 担い手への農地集積
集積面積 214.7 ha
集積率 44.6 %

○ 遊休農地
遊休農地面積 1.28 ha
遊休農地率 0.27 %

○ 相続税納税猶予農地

令和6年12月末現在

適用人数 136 人

適用面積 47.85 ha

○ 贈与税納税猶予農地

令和6年12月末現在

適用人数 0 人

適用面積 0 ha

○ 認定農業者

令和7年3月現在

法による認定農業者 136 人（13法人を含む）

○ 審議の現状

(1) 事前現地確認（3条許可、4条・5条許可、非農地証明、相続税納税猶予の適格者証明・状況確認、農業経営基盤強化促進法の利用権設定等）

会長又は会長職務代理者及び農業委員・農地利用最適化推進委員3名（輪番制）が、事務局職員並びに必要なに応じて久御山町の関係部局職員とともに現地調査（1回／月・原則25日）を行い、次回の農業委員会定例総会（1回／月・原則5日）で状況を報告する。

(2) 事前内部協議

4条・5条許可の転用案件について、必要なに応じて京都府、久御山町開発関係担当課及び産業・環境政策課等と協議する。

(3) 農地審議の進め方

〔第3条関係〕

町外の者が取得する場合、耕作証明書等の提出を求める。

〔第4・5条（転用）関係〕

- 市街化区域：届出の受理（会長専決）
- 市街化調整区域
 - ・都市近郊農業を守る立場から優良農地の確保に努める。
 - ・農振農用地区域内については、原則不許可。

○ 農地を守る取り組みについて

農業委員会による年1回の利用状況調査（農地パトロール）に加え、定例総会に先立ち行っている現地調査の際にも周辺の農地を中心に農地パトロールを行い、遊休農地等の状況を調査している。

また、遊休農地等の所有者等に対しては、農業委員・農地利用最適化推進委員による口頭指導に始まり、改善されない場合は文章指導を行っている。

その後においても改善されない場合は事情聴取（呼び出し）を行い、適正に管理するように直接指導しているほか、法令に基づく利用意向調査を実施し、中間管理事業等を活用した担い手への農地集積を進めているところである。

遊休農地等となる主な原因は、農家の高齢化や担い手・後継者の不足による不耕作や相続による非農家の農地取得、転作未実施等によるものが考えられる。

今後の遊休農地等の解消に向けての取り組みとして、農地パトロールを引き続き行い、早期発見・指導を心がけるとともに京都府、農地中間管理機構、久御山町及びJA等の関係機関と連携し、農地の貸借（利用権の設定）や売買、営農指導等の総合的に対応する必要がある。